

補助金執行等の適正化に関する点検の視点 (補助金ガイドライン)

京都市

令和4年10月

目次

1	点検の視点（ガイドライン）の作成の意義・目的	1
2	補助金のあるべき姿と効率化の必要性	2
3	補助金交付の4つの原則と点検の視点	4
4	補助金の執行に関する留意点	10
5	補助金の透明性の確保	11

1 点検の視点（ガイドライン）の作成の意義・目的

補助金は、政策目的を効果的・効率的に実現するため、これまで有効な手段の一つとして、様々な行政分野で活用され、成果を上げてきました。

一方、直接的な反対給付を伴わない支出であり、一般競争入札が行われる委託料等とは異なり、市場原理が働かないという性質から、一旦、補助金が創設されると、長期化・固定化する場合があります、いつしか既存の補助水準の維持が目的化するおそれがあります。

このため、補助金は、「これまで交付してきたこと」を継続の理由にしてはならず、社会経済情勢の変化、事業成果（制度創設時からの政策目的の達成度合い）、事業効果（市民への利益の還元度合い）などを点検し、「今も変わらず必要か」を常に見極めていくことが不可欠です。とりわけ、一般財源を主とする補助金は本市独自のものが多く、市民等が納める税金等の貴重な財源が必要となります。さらに、持続可能な財政運営に向けて、必要な見直しを適切に行っていく必要があります。

本ガイドラインは、「京都市補助金等の交付等に関する条例（以下、補助金条例という。）」の趣旨と、令和3年度に実施した補助金の見直し（全庁統一的な総点検）を踏まえ、補助金はどうあるべきか、またどのように効率化を進めていくべきかを、分かりやすく「見える化」するものです。

予算編成等にあたっての基本的な指針とし、補助事業のより効果的・効率的な運用に努めてください。

Q、なぜ補助金のガイドラインを策定するの？

補助金は、市場原理が働かないという性質があるから、長期化・固定化する場合がありますんだ。

また、公募が行われる委託料等に比べて競争性や適正化の力が働きにくい。総点検でこれらの課題が顕在化したことを踏まえ、指針を作ることにしたんだ。



2 補助金のあるべき姿と効率化の必要性

(1) 補助金のあるべき姿

① 条例上の位置づけ

- ・ 補助金条例（第6条）では、「公益上助成し、育成し、又は奨励する必要があると認める事務又は事業を行うものに対して、予算の範囲内において補助金等を交付することができる」としています。

② 補助金の対象事業と交付の目的

- ・ 補助金は、本市の政策・方針に合致し、かつ公共の利益（不特定の多数の市民の利益）の増進に明確につながる事務・事業を対象とします。
- ・ 原則として、市民等が自主的・自発的に実施する事務・事業を助成・育成・奨励することで、本市が自ら実施する以上に効果的・効率的に政策目的の実現を図るために補助金を交付します。

③ 自主性・自立性の向上に向けた取組の必要性

- ・ 補助金は、本来、市民等が自主的・自発的に実施する事務・事業について、自助努力をもってしてもなお不足する部分に対して、必要最小限の補助を行うべきものです。
- ・ 補助金が長期化・固定化し、交付対象者において補助金を前提とした事業運営が行われることで、自立を阻害することがあってはなりません。
- ・ 「これまで交付してきたから」ではなく、「いつまで行うべきか」を基本に、交付対象者の自主性・自立性の向上、事業の自走化を常に念頭におく必要があります。

(2) 補助金の効率化の必要性

① 条例上の位置づけ

- ・ 補助金条例（第7条）では、「社会経済情勢の変化その他諸般の状況に的確に対応するために、補助金等の交付の有効性及び効率性を検証する」としています。

② 不断の点検の必要性

- ・ 補助金は高い公益上の必要性から導入されるため、その性質上、長期化・固定化しやすい面があります。
- ・ このため、国府制度の充実や公共の担い手の多様化などの社会経済情勢の変化、事業成果、事業効果などを点検し、「補助金が政策目的の実現のために、今も変わらず有効な手法か」を常に見極め、必要な見直しを進めていく必要があります。

③ 持続可能な財政運営の視点を踏まえた見直しの実施

- ・ 補助金は本市独自のものも多く、市民等が納める貴重な税金等によって賄われていることを十分、認識する必要があります。
- ・ 本市は財政基盤が脆弱ではありますが、将来世代（今の子どもたち）へ負担を先送りするようなことがあってはなりません。
- ・ 「今も変わらず必要か」という視点を常に持ち、「補助金が存続していること」に捉われず、個々の補助金の実状を的確に捉え、大胆な見直しを含め、時代に即応したものとなるよう効率化を図ることが不可欠です

3 補助金交付の4つの原則と点検の視点

補助金については、次に掲げる「補助金交付の4つの原則」に沿って、毎年度の予算編成において点検を行います。

また、刻々と変化する社会経済情勢を踏まえた補助金の役割の変化への対応、補助金の長期化・固定化の必要性についての検証を徹底するため、必要に応じ
て全庁統一的な点検を実施します。

原則1 客観的に公益性が認められること

ア 補助事業の目的・内容に、明確な公益性（不特定多数の市民の公共の利益につながる事業であること）があるか

考 え 方	補助金は、公益上の必要性（不特定多数の市民の利益を増進するため、補助金が有効かつ必要であること）が明確でなければなりません。
基本ルール	<u>常に公益上の必要性を確認する</u> ○ 制度創設時だけでなく、創設後も社会経済情勢の変化により、必要性が変化していないか、常に確認が必要です。
点検の視点	○ 社会経済情勢の変化により、補助事業の公益性・必要性は絶えず変化します。 制度創設時と比べ、公益性・必要性が変化していないか十分に点検し、「財源の効果的な活用」という観点から、必要な見直しを行います。 ○ 特に10年以上の長期間にわたる継続事業は、十分な点検を行います。 <社会経済情勢変化の例> ・ 国府制度の充実(市独自加算等の必要性の低下) ・ 民間参入など公共分野の担い手の多様化 (行政関与の必要性の低下) ・ 当時新しかった制度や技術の普及 (行政が奨励する必要性の低下) 【見直しの方向性】 休廃止、内容・規模の縮小、より効果的な手法への見直し

原則 2 有効性、妥当性・公平性が確保されていること

ア 支出に見合う効果（不特定多数の市民への利益の還元）が出ているか

考 え 方	補助金の成果・効果（どれだけ市民の利益につながっているか）を確認するためには「見える化」を図ることが重要です。
基本ルール	<u>補助事業の成果・効果が出ているかを客観的に確認するための成果指標を設定する</u> ○ 事業ごとに適切な成果指標を設定し、補助金が本当に市民の利益につながっているかどうか確認します。 【成果指標の例】 イベント、大会等に対する補助：参加率、経済波及効果 施設整備、運営に対する補助：施設の利用状況 特定の事業の奨励を目的とする補助：普及率、利用者数
点検の視点	○ 補助事業の実施により、意図した政策の推進が、図られている場合は、費用対効果の観点から、いつまでも補助金を継続することなく、速やかに見直しを行います。 ○ 成果指標が明確に改善していない（意図した事業効果が十分出ていない）あるいは不透明な場合は一旦、立ち止まり、より効果的な手法への見直しを行います。 【見直しの方向性】 休廃止、より効果的な手法への見直し

イ 補助対象経費や補助率が過度な内容になっていないか

考 え 方	補助金は、市民等の自主的・自発的な活動を支援するという観点から、補助対象経費や補助率は、社会情勢の変化に応じて適切なものである必要があります。
基本ルール	<u>適切な補助対象経費や補助率を設定する</u> ○ 補助対象経費は、公平性や透明性を高めるため、現に補助事業に必要なものを、交付要綱等で明確に規定してください。 ○ 補助率は、1/2 以下に設定することを基本とします。1/2 を超える補助率を設定する場合は、事業の必要性、その効果や交付期間を明確に説明する必要があります。
点検の視点	○ 政策の推進を加速するために設定した高い補助率や補助対象経費の範囲は、段階的な見直しを検討します。 ○ 特に 1/2 を超える補助率が、制度創設時のまま理由なく継続されていないか常に点検し、明確な理由（高い公益性）が示せない場合は、補助率の引下げ等を行います。 【見直しの方向性】 補助率の引下げ、補助対象経費の精査

ウ 特定の市民・団体等へ偏った内容になっていないか

考 え 方	補助金は特定の市民・団体等への支援が目的であってはけません。
基本ルール	<u>交付対象者を決めるときは公募制を導入し、積極的な周知に取り組む</u> ○ 交付対象者を決める際は、公平性の観点から、幅広く公募を行う必要があります。 ただし、特定の団体等への支援が、広く公共の利益につながる場合は、明確な理由を説明することを前提に公募以外の方法も可能とします。
点検の視点	○ 公募制の導入が適当であるにもかかわらず、非公募となっていないか点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

原則 3 市民等の自主的・自立的な活動を促進するものであること

ア 交付対象者が補助金を前提とした事業運営につながっていないか

考 え 方	補助金は長期化・固定化すると、交付対象者は補助金を前提とした事業運営につながるおそれがあるため、適宜、点検が必要です。
基本ルール	<u>事業の自走化を促すため、サンセット化(終期設定)を積極的に活用する</u> ○ 特に以下の場合は、サンセット化により、限られた財源を新たなニーズに振り向けていくことが重要です。 ・ 臨時課題への対応、先進事例を支援する場合 ・ 早期に政策目的の実現を図る必要がある場合 ・ 市民等の自主的な取組が軌道に乗るまで支援が必要な場合 ・ 制度改正等に対して激変緩和措置を行う場合 ○ <u>新規事業は、サンセット化を原則</u>とします。
点検の視点	○ 義務的な支出を除く全ての補助金について、「いつまで行うべきか」を基本に、サンセット化を検討します。 ○ 交付対象者に対しては、あらかじめサンセット化を伝え、情報を共有します。 ○ サンセット終了後、自走化に繋がらなかった場合は、その分析を行います。 【見直しの方向性】サンセット化（終期設定）

イ 経費節減、財源確保など団体等の自主性・自立性の向上の取組が確認されるか

考 え 方	補助金は、自助努力をもってしてもなお不足する部分に対して必要最小限の補助を行うべきものです。
基本ルール	<u>交付対象者に自走化に向けた自助努力を促す</u> ○ 交付対象者に対して、経費節減の努力や、クラウドファンディング・協賛金の確保など、自走化に向けた取組を最大限促していくことが不可欠です。 (例)・ 経費節減の努力や財源の確保を採択時の評価に加点 ・ 2年目以降、継続して交付を行う場合、補助率や補助の上限額を下げる ○ 特に、補助額が著しく低いもの(10万円以下)、全体事業費に占める補助金の割合が著しく低いもの(5%以下)、申請件数が著しく少ないもの(公募制で1~2件/年程度)は、自主性・自立性の向上等の観点から、自走化を促すこととします。
点検の視点	○ 補助額(率)が著しく低いものは、自走化の実現可能性が高いことが見込まれるため、自走化を促す観点から、廃止・統合できないか検討します。 ○ 補助金の交付事務のコスト面も踏まえ、小規模補助は、廃止・統合・再編を検討します。 【見直しの方向性】廃止、事業の統合・再編

ウ 交付先団体等の財務状況に応じた内容となっているか

考 え 方	補助金は必要最小限であるべきです。制度創設時に支援が必要だった場合でも、その後、財務状況が改善している場合もあります。
基本ルール	<u>特定団体等への支援を行っている場合、交付申請時に交付対象者の財務状況等を確認し、補助金交付の必要性を検討する</u>
点検の視点	○ 交付対象者の財務状況等について、多額の利益や現預金、積立金等がある場合は、内容に応じて補助金の減額や不交付など必要性を検討します。 ○ 補助金は、交付対象者の繰越金、積立金の財源となるべきものではありません。収支報告書において、補助金が資産形成につながっていないか、チェックを十分に行います。

原則 4 持続可能な財政運営の視点を踏まえた上で必要性が認められること

- ア 市民目線で補助金の必要性が十分検証されているか
 イ 財政負担の軽減に向け、より効果的・効率的な手法、財源の確保策が検討されているか

考 え 方	補助金の点検にあたっては、本市の財政状況を十分考慮する必要があります。そうした中でもなお、この補助金が必要という市民目線に立った検討が重要であり、常に意識しなければなりません。
基本ルール	<u>財政状況を踏まえ、補助金の必要性等を点検する</u> ○ 特にイベント補助、特定団体への支援について、市民理解の観点から、必要性等の精査が必要です。 ○ 積極的な財源確保に努め、本市負担の軽減を図るほか、補助金の交付事務に多額のコスト（人件費等）を要している場合は、効率化を図ることが必要です。
点検の視点	○ 必要性と財政状況の両面から事業の休廃止や事業規模の抑制、予算計上額の精査の余地がないか検討します。 特に、イベント補助や特定団体への支援は、市民生活への影響を見極めながら、積極的な見直しを検討します。 ○ 補助金の交付事務について、補助金の事業効果に比して、多額の事務コストを要する場合（※）は、手法の見直しにとどまらず、補助事業自体の見直しを検討します。 ※ 少額の補助で、申請件数が非常に多いものなど ○ 目的や内容が重複・類似する事業は、利用者にとっても複雑で利用しづらいものです。利用者の視点からも、わかりやすく簡素で効率的な制度となるよう、再編・統合を検討します。 ○ 国府補助金制度の活用など財源確保に努めます。また、ふるさと納税や協賛金等の民間資金の獲得にあたっては、資金の出手の目線に立ったアプローチを行います。 ○ 国や府など、多様な主体と協調して行う場合、「協調補助であること」を見直しできない理由とはせず、負担割合の適正化等について、十分に相手方と協議の上、見直しを検討します。 【見直しの方向性】 休廃止、内容・規模の縮小、予算計上額の精査 交付コストの縮減、事業の統合・再編、 国府補助・民間資金の獲得

4 補助金の執行に関する留意点

補助金等に係る予算の執行に当たっては、交付目的や本市の財政状況等を踏まえ、公正かつ効果的・効率的な執行に努めなければなりません。

予算を確保したから執行するという姿勢ではなく、市民等からの貴重な税金等を活用しているという認識をしっかりと持ち、交付決定、実績報告の際にも内容を十分精査する必要があります。

(1) 交付決定時の確認

交付の決定にあたっては、申請書及び添付書類等を基に、補助金を交付すべきか、精査する必要がある、以下の点に十分、留意してください。

また、内容に疑義がある場合は、必要な修正を加えたうえで交付決定（条件付きの交付決定）を行うほか、補助金等の不交付も含めて検討します。

- ① 補助対象事業が公共の利益（不特定多数の市民の利益の増進）に明確につながっているか
- ② 補助対象経費が交付目的に沿っており、かつ適正か（補助対象外経費が含まれていないか、経費が過大なものになっていないか）
- ③ 予算成立後の社会経済情勢の変化等（例：新型コロナウイルス感染症の感染拡大）により補助の必要性が低下していないか
- ④ 特定の団体等への支援の場合は、交付先の団体等の財務状況（繰越金、現預金・積立金等の増加など）を踏まえ、補助の必要性が低下していないか、必要最低限度の補助になっているか

※ 団体等への交付にあたっては直近の財務状況を確認すること

(2) 実績報告時の確認

補助金等の交付を決定した事業については、交付決定の内容及び条件どおり、公正に遂行されたかどうか、実績報告（補助金条例第 18 条関係）が提出され次第、すみやかに確認します。

また、その結果も踏まえて、第 3 章に掲げる「補助金交付の 4 つの原則と点検の視点」に基づき、次年度以降も補助金を継続すべきか、見直しを行う必要があるかを検討します。

(3) 見直しに伴う市民等への影響の把握と対応

点検の結果、見直し（休廃止や内容・規模の縮小等）を行ったことによる、市民等への影響を把握します。そのうえで、多大な影響を及ぼすと認められるときは、再検証を含め、対応を検討します。

5 補助金の透明性の確保（全ての補助事業の公表）

(1) すべての補助金の交付状況の公表

補助金条例（第8条）に定めるとおり、毎年9月市会に合わせて、すべての補助金の交付状況を公表します。

(2) 市民等に分かりやすい発信の工夫

補助金の交付状況だけでなく、本市における補助金支出の現状（生活の身近な場所でどのように補助金が使われているかなど）について、積極的かつ分かりやすく市民に発信します。

（例）市民等への情報発信手法

交付対象者が補助事業の中で作成するホームページ、広報公表資料、ポスター、パンフレット、チラシ、掲示プレートなどに本市補助金を活用していることを記載

- ・ 「この事業は京都市〇〇補助金を活用して実施しています」
- ・ 「令和〇年度京都市〇〇補助金活用事業」